

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第189号)

平成13年12月25日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年3月2日港南保護第51号及び港南地福第247号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- 1 「平成10年度南浩生館宿泊所入所依頼書港南区保護課受付分(計2件)」及び「平成11年度南浩生館宿泊所入所依頼書港南区保護課受付分(計17件)」の非公開決定に対する異議申立てについての諮問
- 2 「平成10年度港南区保護課現業員市内出張命令簿のうち南浩生館入所に関する部分」及び「平成11年度港南区保護課現業員市内出張命令簿のうち南浩生館入所に関する部分」の一部公開決定に対する異議申立てについての諮問
- 3 「平成10年度港南区地域福祉課支出伝票のうち南浩生館入所に関する部分」の一部公開決定に対する異議申立てについての諮問
- 4 「平成11年度港南区保護課プリペイドカードによる交通費支給簿」の一部公開決定に対する異議申立てについての諮問
- 5 「平成10年度及び11年度の港南区役所で扱った緊急一時宿泊所（まつかげ一時宿泊所）に入所させた宿泊所入所依頼書及び当該入所者及び職員の交通費食費その他の支出伝票」及び「平成10年度及び11年度の港南区役所で扱った緊急一時宿泊所（南浩生館）に入所させた当該入所者の食費その他の支出伝票」の公開請求却下決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

- (1) 横浜市長が、「平成10年度南浩生館宿泊所入所依頼書港南区保護課受付分(計2件)」及び「平成11年度南浩生館宿泊所入所依頼書港南区保護課受付分(計17件)」を非公開とした決定は、妥当である。
- (2) 横浜市長が、「平成10年度港南区保護課現業員市内出張命令簿のうち南浩生館入所に関する部分」及び「平成11年度港南区保護課現業員市内出張命令簿のうち南浩生館入所に関する部分」を一部公開とした決定は、妥当である。
- (3) 横浜市長が、「平成10年度港南区地域福祉課支出伝票のうち南浩生館入所に関する部分」を一部公開とした決定は、妥当である。
- (4) 横浜市長が、「平成11年度港南区保護課プリペイドカードによる交通費支給簿」を一部公開とした決定は、妥当である。
- (5) 横浜市長が、「平成10年度及び11年度の港南区役所で扱った緊急一時宿泊所(まつかげ一時宿泊所)に入所させた宿泊所入所依頼書及び当該入所者及び職員の交通費食費その他の支出伝票」及び「平成10年度及び11年度の港南区役所で扱った緊急一時宿泊所(南浩生館)に入所させた当該入所者の食費その他の支出伝票」の公開請求を公文書不存在として却下した決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成11年12月13日付で行った、(1)「平成10年度南浩生館宿泊所入所依頼書港南区保護課受付分(計2件)」及び「平成11年度南浩生館宿泊所入所依頼書港南区保護課受付分(計17件)」(以下「本件申立文書その1」という。)の非公開決定、(2)「平成10年度港南区保護課現業員市内出張命令簿のうち南浩生館入所に関する部分」及び「平成11年度港南区保護課現業員市内出張命令簿のうち南浩生館入所に関する部分」(以下「本件申立文書その2」という。)の一部公開決定、(3)「平成10年度港南区地域福祉課支出伝票のうち南浩生館入所に関する部分」(以下「本件申立文書その3」という。)の一部公開決定、(4)「平成11年度港南区保護課プリペイドカードによる交通費支給簿」(以下「本件申立文書その4」という。)の一部公開決定並びに(5)「平成10年度及び11年度の港南区役所で扱った緊急一時宿泊所(まつかげ一時宿泊所)に入所させた宿泊所入所依頼書及

び当該入所者及び職員の交通費食費その他の支出伝票」及び「平成10年度及び11年度の港南区役所で扱った緊急一時宿泊所（南浩生館）に入所させた当該入所者の食費その他の支出伝票」（以下「本件申立文書その5」という。）の却下決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非公開，一部公開及び却下理由説明要旨

本件申立文書その1は，横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号に該当するため非公開とし，本件申立文書その2及びその4は，旧条例第9条第1項第1号に該当するため一部公開とし，本件申立文書その3は，旧条例第9条第1項第1号及び第3号に該当するため一部公開とし，及び本件申立文書その5は，対象公文書が不存在のため旧条例第2条第2号により却下としたものであり，その理由は，次のように要約される。

(1) 緊急一時宿泊所運営事業及び緊急一時宿泊所について

横浜市における緊急一時宿泊所運営事業は屋外で生活する者等で緊急に宿泊援助を必要とする者への緊急一時宿泊所入所による援助を行っている。緊急一時宿泊所に入所する方法は，福祉局が実施する深夜の街頭相談による入所と各福祉事務所の窓口相談による入所がある。また，緊急一時宿泊所は，市内の道路・公園など屋外で生活する者等で緊急に宿泊援助を必要とする者を，緊急一時宿泊所に一時入所させ，その者の生命の保護や健康の保持に努めるとともに生活援助等を通じて自立更正を図ることを目的としている。

(2) 本件申立文書その1について

ア 本件申立文書その1は，南浩生館宿泊所入所依頼書であって，港南福祉事務所の相談窓口で，相談内容から緊急一時宿泊援助を必要とした者について，入所希望者氏名，年齢，出身地，相談に至った経過，所持金，屋外生活期間，入所希望者の意向（入所目的・退所後の意向），健康状態，通院歴，病歴及び病名等を聴取し，宿泊所入所依頼書に記録したものである。

イ 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

本件申立文書その1のうち，入所希望者氏名，生年月日及び出身地については，個人に関する情報であることは明らかであり，これを公開することにより，直接的に個人が特定されること，相談に至った経過及び屋外生活期間については，個人の経歴，生活の情報であり，入所希望者の意向（入所目的・退所後の意向），健康状

態，通院歴，病歴及び病名については，個人の心身の情報であり，所持金については個人の財産に関する情報であり，いずれも他の情報と組み合わせることにより本人が大きく不利益を受けるおそれがあることから，保護されるべき重要な個人情報に該当する。

(3) 本件申立文書その2について

ア 本件申立文書その2は，現業員市内出張命令簿であって，保護課職員が出張するときに，出張日時，用件及び出張先や出張結果概要等を記録することになっており，出張結果概要は，訪問先の氏名等を記録している。

南浩生館に入所する者には，保護課職員が付き添い，南浩生館まで案内している。

現業員市内出張命令簿に日時と出張先として南浩生館を，出張結果概要には入所対象者名を記録している。

イ 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

本件申立文書その2のうち，出張結果概要には入所対象者名を記録しており，氏名が個人に関する情報であることは明らかであり，これを公開することにより，個人が特定される。

(4) 本件申立文書その3について

ア 本件申立文書その3は，支出伝票である。

港南福祉事務所で相談を受け，南浩生館宿泊所に入所する者は，所在地が南区中村町にあるため，地下鉄港南中央駅から阪東橋駅間を利用して移動している。移動に要する交通費については，所持金のある者は自己負担で，所持金のない者は現金支給により対応している。

支給時に本人の氏名及び印又は拇印を記入した受領書を作成し，支出伝票に添付している。

イ 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

氏名及び拇印が個人に関する情報であることは明らかであり，これを公開することにより，個人が特定される。

ウ 旧条例第9条第1項第3号の該当性について

拇印も印影と同様に財産等保護情報であり，他の情報と組み合わせることにより本人が大きく不利益を受けるおそれがある。

(5) 本件申立文書その4について

ア 本件申立文書その4は，プリペイドカードによる交通費支給簿である。

南浩生館宿泊所入所者のうち所持金のない者に対する交通費の支給について、平成11年度からは、現金支給に代えてプリペイドカードを利用することとし、利用後回収している。本件申立文書その4には、使用日、使用金額、残額、使用区間、使用目的、同行者名(職員名)及び対象者名等を記録している。

イ 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

本件申立文書その4には、対象者名を記録しており、氏名が個人に関する情報であることは明らかであり、これを公開することにより、個人が特定される。

(6) 本件申立文書その5について

ア 緊急一時宿泊所の利用について

(ア) まつかけ宿泊所は中区にあり、寿地区や関内周辺には屋外生活者が多く生活していることから、原則として、中福祉事務所の相談による対象者が利用している。他の17福祉事務所の相談による対象者は、南浩生館宿泊所を利用している。ただし、南浩生館が満員で利用できないときなどは、まつかけ宿泊所を利用することができる。

(イ) 中福祉事務所の場合は、相談対象者が多いことから、両宿泊所を利用している。

(ウ) 港南福祉事務所では南浩生館宿泊所利用を第一としており、平成10年度以降、満員等でまつかけ宿泊所を利用したことはない。

(I) 緊急一時宿泊所の運営管理は、横浜市福祉局から社会福祉法人神奈川県匡済会(以下「神奈川県匡済会」という。)に委託しており、港南福祉事務所においては委託に係る事務は行っていない。

イ 本件申立文書その5の公文書不存在について

「平成10年度及び平成11年度における港南区で扱った緊急一時宿泊所」は、すべて南浩生館宿泊所を利用しており、まつかけ一時宿泊所の利用はなく、当該まつかけ一時宿泊所に関する公文書は存在しない。

また、「港南区から南浩生館に入所させた当該入所者の食費その他の支出伝票」は、緊急一時宿泊所運営事業は横浜市福祉局から神奈川県匡済会に委託しており、当所には当該支出伝票が存在しない。

4 異議申立人の非公開、一部公開及び却下決定に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書において主張している本件申立文書その1からその5の非公開、一部公開及び却下決定に対する意見は、次のように

要約される。

一部公開決定は、旧条例第7条第1項及び第9条第2項の規定により、また、非公開決定は旧条例第7条第1項の規定により、並びに却下決定は旧条例第2条第2号の規定に該当するというが、当該条項を根拠とした処分は条例の解釈を誤ったもので当該処分は各条項に違反している。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

平成12年7月1日に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「新条例」という。）が施行されたが、本件は、旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第6項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

(2) 本件申立文書その1からその5について

本件申立文書その1からその5は、屋外で生活する者等で、緊急に宿泊援護を必要とする者を緊急一時宿泊所に一時入所させ、その者の生命の保護や健康保持に努めるとともに、生活援助等を通じて自立更正を図ることを目的に、横浜市が行っている緊急一時宿泊所運営事業の関連文書であり、本件申立文書その1は、平成10年度及び平成11年度南浩生館宿泊所入所依頼書のうち港南区保護課受付分、本件申立文書その2は、平成10年度及び平成11年度港南区保護課の現業員市内出張命令簿のうち南浩生館入所に関する部分、本件申立文書その3は、平成10年度港南区地域福祉課支出伝票のうち南浩生館入所に関する部分、本件申立文書その4は、平成11年度港南区保護課プリペイドカードによる交通費支給簿、本件申立文書その5は、「平成10年度及び平成11年度の港南区役所で扱った緊急一時宿泊所（まつかげ一時宿泊所）に入所させた宿泊所入所依頼書及び当該入所者及び職員の交通費食費その他の支出伝票」及び「平成10年度及び平成11年度の港南区役所で扱った緊急一時宿泊所（南浩生館）に入所させた当該入所者の食費その他の支出伝票」であることが認められる。

(3) 旧条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 旧条例第9条第1項第1号本文では、「個人に関する情報・・・であって特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書その1の全部、本件申立文書その2のうち出張結果概

要に記録された入所対象者名，本件申立文書その3のうち添付された受領書に記録された本人の氏名及び拇印，本件申立文書その4のうち対象者名について，本号に該当するとして非公開としているので，次にその妥当性について個別に検討する。

ウ 本件申立文書その1は，緊急一時宿泊所運営事業に伴い，入所する個人ごとに作成される個票であって，入所希望者氏名，年齢，出身地，過去の入所回数，相談に至った経過，屋外生活期間，最後に就労した日，所持金，入所希望者の意向（入所目的，退所後の意向），健康状態，現在かかっている病名，過去の病歴及び保護歴等の記録された内容の全部が特定の個人に属する情報であることから，当該文書全体が本号本文に該当する。

エ 本件申立文書その2に記録されている情報のうち，出張結果概要に記録された対象者名は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるから，本号本文に該当する。

オ 本件申立文書その3に記録されている情報のうち，受領書に記録された氏名及び拇印は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるから，本号本文に該当する。

なお，実施機関は，受領書の拇印については，旧条例第9条第1項第3号にも該当するとしているが，既に旧条例第9条第1項第1号に該当すると認められる情報であることから，同項第3号の該当性については判断するまでもない。

カ 本件申立文書その4に記録されている情報のうち，対象者名は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるから，本号本文に該当する。

(4) 本件申立文書その5の不存在について

本件申立文書その5は，5(2)のとおりであるが，実施機関の主張によると，「平成10年度及び平成11年度における港南区で扱った緊急一時宿泊所」は，すべて南浩生館宿泊所を利用しており，まつかげ一時宿泊所の利用はないことから，当該まつかげ一時宿泊所に関する公文書は存在しないとされており，また，「港南区から南浩生館に入所させた当該入所者の食費その他の支出伝票」は，緊急一時宿泊所運営事業は横浜市福祉局から神奈川県匡済会に委託しており，港南区役所では支出手続を行わないことから，支出伝票は存在しないとされている。

そこで，平成10年度及び平成11年度の緊急一時宿泊所運営事業実績について，当審査会が調査したところ，港南区からまつかげ一時宿泊所に入所依頼した事実は認めら

れなかった。

また、南浩生館は、横浜市福祉局が神奈川県匡済会に管理委託しているものであり、当該緊急一時宿泊所運営事業に係る経費の支出事務も横浜市福祉局が行っていることから、港南区に当該文書が存在する事実も認められなかった。

したがって、本件申立文書その5については、本件請求に係る旧条例第2条第2号に規定する公文書が存在しないため、実施機関が却下した決定は、妥当である。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書その1からその4について、旧条例第9条第1項第1号に該当するとして非公開又は一部公開とした決定及び本件申立文書その5について、旧条例第2条第2号に規定する公文書が存在しないとして却下した決定は、いずれも妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年3月2日	・ 諮問書受理
平成12年3月30日	・ 実施機関から非公開・一部公開・請求却下理由説明書 を受理
平成12年4月28日 (第222回審査会)	・ 諮問の説明
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・ 審議
平成12年11月17日 (第1回審査会部会)	・ 審議
平成12年12月13日 (第2回審査会部会)	・ 審議
平成13年3月16日 (第3回審査会部会)	・ 審議
平成13年4月6日 (第4回審査会部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成13年10月5日 (第11回審査会部会)	・ 審議
平成13年11月2日 (第12回審査会部会)	・ 審議